

令和5年5月2日

生徒の皆さん・保護者の皆さんへ

県立須磨東高等学校
校長 塙 守久

5 類感染症への移行後学校における新型コロナウイルス感染症対策について

新緑の候、ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、5月8日以降における新型コロナウイルス感染症の取扱いについて、国及び県教育委員会の方針に従い、本校では下記のとおり対応させていただきますので、ご理解・ご協力をお願い申し上げます。

記

(1) 学校における出席停止措置の取扱いに関する留意事項

- 新型コロナウイルス感染症への感染が確認された場合、出席停止とします。
- 出席停止の期間は、「発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで」を基準とします。
 - ・無症状の感染者に対する出席停止の期間の取扱いについては、検体を採取した日から5日を経過するまでを基準とします。
 - ・「症状が軽快」とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあることを指します。
 - ・「発症した後5日を経過」や「症状が軽快した後1日を経過」については、発症した日や症状が軽快した日の翌日から起算します。
- 出席停止解除後、発症から10日を経過するまでは、当該児童生徒に対してマスクの着用を推奨します。児童生徒等の間で感染の有無やマスクの着用の有無によって差別・偏見等がないよう、心がけてください。
- 出席停止の期間を短縮することは、新型コロナウイルス感染症においては、基本的に想定されません。
- 令和5年5月8日前に新型コロナウイルス感染症への感染が確認された児童生徒等についても、同日以降は改正後の出席停止の期間の基準が適用されます。

(2) 基本的な感染対策の励行について

今後も基本的な感染対策は重要であり、引き続き、「三つの密」の回避、「人と人との距離の確保」、「手洗い等の手指衛生」、「換気」等を励行します。ただし、平時においては、これ以外の特段の感染症対策を講じる必要はありません。